

阿賀野市選挙管理委員会告示第 85 号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により次の場所に設けた。

令和6年10月15日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

期日前投票所	期日前投票所 を設けた場所	設 置 期 間
阿賀野市役所本庁 期日前投票所	阿賀野市役所本庁 1階 多目的ホール	10月16日（水）から 10月27日（土）まで
阿賀野市安田交流センター 期日前投票所	阿賀野市安田交流センター 1階 多目的ホール	10月21日（月）から 10月27日（土）まで
阿賀野市立保健福祉センター 京和荘期日前投票所	阿賀野市保健福祉センター 京和荘 1階 多目的ホール	10月21日（月）から 10月27日（土）まで
阿賀野市笹神支所 期日前投票所	阿賀野市笹神支所 2階 ホール	10月21日（月）から 10月27日（土）まで

※ 時間：午前8時30分から午後8時まで